

働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会 開催要綱

1. 趣旨

働き方の多様化が進展する中で、労働者にふさわしい保障を実現するとともに、労働者の働き方の選択に中立的な社会保障制度の構築を進めることが求められている。被用者保険（厚生年金保険・健康保険）においては、近年、適用範囲の見直しを行ってきたところ、その状況も踏まえつつ、今後の対応の在り方について検討していく必要がある。

こうした背景のもと、被用者保険における課題や対応について、社会保障審議会の医療保険部会や年金部会における検討に資するよう、保険局長及び年金局長の招集により、関連分野の有識者や労働者・使用者団体等からなる懇談会を開催する。

2. 検討事項

以下の論点について、被用者にふさわしい保障の実現、働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築等の観点から検討を行う。

- (1) 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の在り方
- (2) 個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方
- (3) 複数の事業所で勤務する者、フリーランス、ギグワーカーなど、多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方

3. 構成員

- (1) 構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 懇談会の座長は、構成員の互選により選出するものとする。

4. 運営

- (1) 本懇談会は、厚生労働省保険局長及び年金局長が構成員の招集を求めて開催する。
- (2) 本懇談会においては、座長の判断により、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 本懇談会の庶務は、厚生労働省保険局保険課と年金局年金課において行う。
- (4) 本懇談会は原則公開とする。ただし、公開することにより個人等に不利益を及ぼす恐れがあるなど、特段の事情がある場合には、座長の判断により非公開とすることができる。なお、非公開とする場合はその理由を明示するとともに、座長の認める範囲において、議事要旨並びに会議資料を公開する。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本懇談会の運営に関して必要な事項は、本懇談会において定める。

働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会
構成員名簿

氏名	所属・役職
あき やま 秋 山	みのる 実 健康保険組合連合会理事
いがらし 五十嵐	かつ や 克 也 日本商工会議所理事・企画調査部長
いけ だ 池 田	とし あき 俊 明 国民健康保険中央会常務理事
い ながわ 伊奈川	ひで かず 秀 和 東洋大学福祉社会デザイン学部教授
えび はら 海老原	つぐ お 嗣 生 大正大学表現学部特命教授
かわ また 川 又	たけ お 竹 男 全国健康保険協会理事
きく ち 菊 池	よし み 馨 実 早稲田大学理事・法学学術院教授
さくま 佐久間	かず ひろ 一 浩 全国中小企業団体中央会事務局次長
さ こう 酒 向	り え 里 枝 日本経済団体連合会経済政策本部長
さ とう 佐 藤	まい こ 麻衣子 株式会社ウェルスプラン 代表取締役
さ ほ 佐 保	しょう いち 昌 一 日本労働組合総連合会総合政策推進局長
だけ 嵩	さ や か さやか 東北大学大学院法学研究科教授
ど い 土 井	かず お 和 雄 全国商工会連合会 中小企業問題研究所 所長
なが い 永 井	さち こ 幸 子 U A ゼンセン副書記長
まつ うら 松 浦	たみ え 民 恵 法政大学キャリアデザイン学部教授
まつ ばら 松 原	ゆ み 由 美 早稲田大学人間科学学術院教授